

津市健康づくり実践団体の登録要領

1 目的

団体が積極的に地域住民の健康づくりの取組を進め、健康の保持増進を図ることを目的とする。

2 団体の範囲

この要領における団体とは、広く市民の参加が可能な健康づくりを推進する団体をいう。

3 登録の要件

次に掲げる要件を全て満たす団体であること。

- (1) 市内に所在し活動している団体であること。
- (2) 代表者と健康づくり推進の担当者が決められていること。
- (3) 政治、宗教及び営利目的の団体ではなく、競技を主目的としていないこと。

4 登録申請

津市健康づくり実践団体（以下「実践団体」という。）に登録を希望する団体は、津市健康づくり実践団体登録申請書（様式1。以下「申請書」という。）により、津市健康福祉部健康づくり課（以下「健康づくり課」という。）へ申請しなければならない。

5 登録の決定

健康づくり課は、申請書の提出があった場合はその内容を審査し、要件を満たすと認めるときは登録の決定を行い、当該実践団体に対し登録証と登録ステッカーを交付するものとする。

6 登録の期間

- (1) 実践団体の登録期間は、各年4月1日から翌年の3月31日までとする。年度途中において登録の決定を受けた実践団体にあつては、登録を開始した日から登録を開始した日の属する年度の3月31日までとする。
- (2) 登録期間が満了する1か月前までに、実践団体、健康づくり課いずれから、その相手方に対し、登録の更新を行わない旨の書面による申し入れがないときは、当該実践団体は、翌年度の登録を更新されるものとする。

7 事業の内容

- (1) 実践団体は、本市が策定する健康づくり計画の推進について理解し協力するものとする。
- (2) 実践団体は、本市が策定する健康づくり計画推進につながる取組を2つ以上実施し、うち1つは本市が策定する健康づくり計画の強化分野の取組を含むものとする。

- (3) 健康づくり課は、実践団体からの要請に応じ、健康に関する情報及び啓発媒体を提供する。

8 取組の報告

実践団体は、毎年4月1日から翌年1月31日までの取組について、津市健康づくり実践団体活動報告書（様式2）により、当該年度の2月末日までに報告する。

9 登録内容の変更

- (1) 登録内容に変更がある実践団体は、津市健康づくり実践団体登録内容変更届出書（様式3。以下「変更届出書」という。）を健康づくり課に提出しなければならない。
- (2) 登録内容のうち団体名に変更がある実践団体は、前号の変更届出書の提出に際し、変更前の団体名が記載された登録証を添付しなければならない。

10 登録の辞退

登録を辞退しようとする実践団体は、次の書類を添付した津市健康づくり実践団体登録辞退届出書（様式4）を健康づくり課に提出しなければならない。

- (1) 登録証
- (2) 登録ステッカー

11 その他

- (1) 既に登録されている実践団体は、3に規定する登録要件の有無に関わらず、引き続き登録できるものとする。
- (2) 8に規定する取組の報告を期日までに行わない実践団体にあつては、翌年度の登録更新は行わないものとする。